

## ■申告相談に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 所得の証明となるもの（給与・年金所得の源泉徴収票など）
- ③ 控除の証明となる領収書や支払証明書（厚生労働大臣等から送付される年金の支払証明書、生命・地震保険などの支払証明書、医療費や介護料の領収書など）※医療費の領収書は事前に合計を計算してください。
- ④ 口座番号の控え（本人のもの）
- ⑤ 障害者手帳（交付されている方のみ）
- ⑥ 医師等が発行する証明書（おむつを使う必要がある方）
- ⑦ 福祉事務所で発行する認定書（寝たきり等による介護を要する方）

▶ 所得税の還付を受ける場合、『源泉徴収票』と各種領収書等の添付が義務付けられています。無い場合には還付が受けられませんので、必ず事業所等から交付を受けてから申告相談に来てください。

### ▶ 申告書用紙の送付について

申告書用紙の事前送付はしません。用紙は各庁舎の窓口にあります。  
▶ 営業や農業所得などで青色申告をしている方については、申告相談できませんので、直接税務署に申告してください。

## ■寝たきりの方のおむつ代が医療費控除の対象になります

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、申告することにより医療費控除の対象となります。

初めて医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですので、かかりつけの医療機関へ依頼してください。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

の場合で、介護保険法の要介護認定を受けている方は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。

なお、どちらの様式も長寿支援課または各地域センター、出張所に備えてあります。

- 証明書申請場所／長寿支援課または各地域センター、出張所
- 問合せ／長寿支援課（西木庁舎）☎ 43-2281

## ■障がい者に準ずると認められる方または寝たきりと認められる方は障害者控除を受けることができます

年齢が満65歳以上で障がい者に準ずると認められる方または引き続き6カ月以上にわたって身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方は、福祉事務所長の認定を受け、申告する際に認定書を提出することに

より障害者控除を受けることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。

- 申請場所／長寿支援課または各地域センター、出張所
- 問合せ／長寿支援課（西木庁舎）☎ 43-2281

# 税の申告

問 税務課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1117

市県民税の申告は **3月15日（金）** までです  
忘れずに申告しましょう

平成25年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年（平成24年1月1日から12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各地域センター・出張所の窓口にありますので、3月15日（金）までに申告してください。

なお、2月5日（火）から3月15日（金）まで次のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

## ■申告が必要な方

給与や年金のほかに、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得（土地、建物を買った方）などの収入がある方は申告しなければなりません。

収入が全くない場合でも、18歳以上の方は収入がない旨の申告が必要です。

申告をしないと、所得等各種証明書が発行されない場合や、国民健康保険税の軽減制度が適用されない場合もありますので、必ず期限内に申告をお願いします。

## ■申告する必要のない方

- ① 通年して1カ所の事業所からの給与収入のみの方で、年末調整が済んでいる方  
※年末調整で控除することができない医療費控除等を受けようとする方は申告してください。
- ② 所得税の確定申告書を税務署に提出された方

